

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式
1 一括質問一括答弁方式
2 一問一答方式

質問件名 いじめ重大事態に関する、事実に反する答弁について

質問要旨

本年 6 月定例会(以下、前回と呼ぶ)の、いじめ重大事態に関する私の一般質問に対し、事実に基づかない、もしくは事実に反する答弁が複数あった。これは議会軽視であり、市民に誤った情報を与えることであり、事実が判明した際には教育委員会の信用を失わせることになる行為であり、看過できない。

私たち議員が、さまざまな機会に質問する理由は、市や市教育委員会が抱える課題や問題を明らかにし、その解決に向け、市民の協力を得ながら、共に尽力するためである。その場しのぎとも捉えられるような、事実に基づかない答弁は、その流れを逆行させる。改善が遅れることで影響を受けるのは市民であり、特に立場の弱い子どもたちだ。

なお、そのようなことはないことを願うが、仮に、日本語表現のもつ曖昧さや解釈の幅を自己保身のために利用するような姿勢があるならば、特に子どもを指導する立場の教育委員会として、あり得ないことと思う。

以上の理由から、重大事態に関して事実確認を再び行うとともに、市教育委員会の姿勢を問う。本来、このようなことに時間を費やしたくはないが、ここで正さなければ、答弁が信用できなくなり、一般質問の仕組みが破綻するため、問わざるを得ないものである。

1. 市長と教育長は、教育委員会が何のために存在していると考えているか。
2. 前回、重大事態の 3 要件について、「全ての学校が(学校いじめ防止基本方針に)記載しているはず。ただ、議員はそれを確認しているということなので、改めて確認する必要があると今認識した」という答弁があった。その確認の結果、答弁どおり、すべての学校の学校いじめ防止基本方針に重大事態の 3 要件が記載されていたか。
3. 前回、「専門家や有識者から重大事態として扱うよう助言を受けながら、重大事態として扱わなかつた事例の件数は」という質問に対し、「そのような事例はないものと捉えている」という答弁があった。しかし私の認識では少なくとも 1 件あり、事実に反する答弁だ。これは、「専門家や有識者から助言を受けたから」という理由では重大事態として扱わなかつた事例はあるが、その後、別の理由により、最終的に重大事態として扱うことになった。そのため、質問に対する答弁としては、「事例がないということになる」という趣旨の答弁だったということよいか。
4. 前回、重大事態については保護者会で「説明している」と答弁があった。しかし、その後、複数の保護者から、いじめ防止基本方針の説明は受けたが、重大事態の説明は受けていないという証言を得ており、これも事実と反する答弁がなされたことになる。前回の答弁は、①「重大事態について、すべての保護者会で説明している」という意味か。それとも②「重大事態について、すべてかどうかは分からぬが、一部の保護者会で説明している」という意味か。それとも③「保護者会で、いじめ防止基本方針について説明するよう全校に指導している。ただし、重大事態について取り出して説明するよう指導しているわけではないし、実際に重大事態について取り出して説明がなされているかは分からぬ」という意味か。それとも④それ以外の意味か。もし②の場合なら、説明されている具体的な保護者会がある事実を把握した上での答弁だったか。もし③の場合なら、私が前回質問の前置きで「いじめ防止基本方針のことを説明しただけでは重大事態のことを説明したことにはならない」と説明したことを、聞き洩らしたか忘れたための答弁なのか。同じ質問を繰り返さずに済む見解を問う。
5. 前回、3 要件のことや重大事態のことを初任者研修等で説明していると答弁したが、具体的にどの研修か。
6. 市や市教育委員会の行った答弁が、事実に反することが明らかになり、その後議会で訂正がなされないケースを考える。答弁の誤りについて追及が行われ、職員がその対応に時間を費やしたり、組織としての信用を失うことで業務遂行に支障が生じたりする可能性がある。そのようなケースは内部統制の対象になるか。ならない場合、その理由と、自浄作用が働く別の仕組みの有無は。
7. 学校いじめ防止基本方針において、重大事態の記載を見直す予定はあるか。あれば、対象となる学校の範囲はどこで、どのような内容を想定し、いつ改訂する予定か。
8. 本年 7 月(と 8 月)の教育委員会定例会で、新たな重大事態が報告されている。これで市として重大事態扱いの累計は 6 件になったのか。また、ここ数年で重大事態の扱いが急増している理由は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 4 年 8 月 29 日 小平市議會議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
